

賛助会員を募集しています。

1 (公財)福岡県暴力追放運動推進センターの賛助会員とは

暴力団の壊滅については、今や県を挙げて取り組んでいるところであります。

そのためには警察の取締りはもちろんであります。それと併せ、暴力団の社会的寄生基盤である地域・職域から、暴力団を追放するという暴力団排除活動とが相まってこそ可能となります。

また、暴力団排除条例により暴力団に対する利益供与は禁止されており、交際が明らかになれば、企業のダメージは大きなものとなります。当センターは、このような地域・職域からの暴力団追放運動を目的とした活動を行っており、御賛同いただける会員の募集を行っております。

2 利 点

- 講演・研修に対する講師派遣を行います。
企業において、暴力団対応要領等に関する研修会を実施する際に、ご希望があれば、当センターから講師を派遣いたします。
- 属性照会を行います。
企業等において、取引相手が暴力団か否か確認したい場合は、特定の手続きを経た上で、当センターにおいて「属性照会」を実施します。
※属性照会～告知の情報を元に、当センターのデータベースにおいて、同人が暴力団と関係を有するか否か、確認することができるものです。
- 弁護士への無料相談ができます。
刑事・民事どちらなの？どんな対応をしたらいいの？といった疑問に当センター員と共に民暴弁護士(月2回)が無料で相談を受けます。

多くの皆様のご入会をお待ちしております。

賛助会員に対する「暴力団排除セミナー」を開催しています。同セミナーでは、現在の暴力団情勢や民事介入暴力に対する対応要領に関する講習等を行います。



入会手続

詳しくは福岡県暴追センターまでご連絡下さい。「入会申込書」をお送りします。

年会費

企業・団体～1口3万円、個人～1口5千円
(口数の制限はありません。会費は税法上の優遇措置があります。)

特 典

会員の方には、福岡県暴追センター発行の「暴力追放賛助会員の証」、機関紙「県民の絆」、ポスター等民暴対策資料を提供いたします。

不当要求防止責任者講習のご案内

「不当要求防止責任者講習会」をご存知ですか？

事業所を暴力団等から守るための講習会です。暴力団対策法に規定する「不当要求防止責任者(暴排責任者)制度」として行われるもので、

- 暴力団等からの不当要求対応要領
- 不当要求の事例
- 暴力団の情勢等の講話、暴力団対策ビデオの上映などによる講習(約3時間)を実施しています。

※詳細は、福岡県警察組織犯罪対策課 TEL092-641-4141(内線4576) (公財)福岡県暴力追放運動推進センター TEL092-651-8938

受講の手続き

事業所で責任者を選任のうえ、「選任届書」を所在地を管轄する警察署に提出して下さい。後日県警本部組織犯罪対策課から講習会の案内通知が届きます。(費用は一切かかりません。)

受講のメリット

- 不当要求対応要領など不当要求防止の教材を無料で受領できます。
- 「受講修了書」「責任者講習受講事務所」のステッカーを無料で受領できます。
- 不当要求に対する正しい対応要領を学ぶことで会社と従業員を守ることができます。

暴力団排除DVDの紹介

そのときどうする!？はじめての不当要求対応 ～面談編～

不当要求・クレームを受けた際の初期対応に焦点を当て、不当要求等への対応について、解説を交えて分かりやすく紹介します。

- ・ 苦情か不当要求か(16分)
- ・ 反社会的勢力の場合(13分)

非常に分かり易い内容となっておりますので、研修等で活用できると思います。



表紙: 福岡県うきは市 調音の滝 (ちょうおんのたき)

耳納連山の主峰鷹取山に源を発し、下流は巨瀬川となる。滝の高さ27メートル。老樹うっそうとした中、涼気漂い、水は崖上より「イロハ」という文字を描くように落下し、別名「いろは滝」ともいわれている。天保年間、久留米藩主有馬頼永公の奥方である晴雲院が立ち寄られ、水が流音余韻を残して、天然のメロディーを奏でるように聞こえることから「調音の滝」と命名されたとされている。



県民の絆

2020
VOL. 58

暴力団追放三不運動 ^{ワン} +1
 暴力団を利用しない
 暴力団を恐れない
 暴力団に金を出さない
 暴力団と交際しない

「調音の滝(ちょうおんのたき)」

お問い合わせは 公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番50号 福岡県吉塚合同庁舎5階 TEL.092-651-8938 FAX.092-651-8988 http://www.fukuoka-boutui.or.jp/



公益財団法人 福岡県暴力追放運動推進センター



公益財団法人
福岡県暴力追放運動推進センター
専務理事 藪 正孝

県民の絆(令和2年夏号)挨拶



福岡県警察本部
暴力団対策部長 穴吹 尚之

本年2月19日、北九州市小倉北区神岳に威容を誇っていた工藤會本部事務所『工藤會会館』が解体撤去されました。

北九州市の積極的活動と福岡県警による徹底した取締りの成果だと思えます。この本部事務所跡地は当センターが、同事務所を所有する工藤會関係企業から一旦購入後、直ちに福岡市の会社に転売しました。4月、北九州市のNPO法人が同社から、この跡地を購入し、福祉施設を建設することとなりました。

売買代金は1億円ですが、必要な諸経費は一旦購入した会社が負担いただき、滞納していた税金等を支払った残額は全額、工藤會による襲撃事件被害者への見舞金等に充当されます。改めて協力いただいた同社に感謝いたします。

本年は福岡県が、全国初の総合的暴力団排除条例を施行して10年の年です。

10年前、条例施行直前の平成22年3月、工藤會は小倉南区貫地区の豪邸に突如、『四代目工藤會長野会館』なる看板を掲げ、事務所を開設しました。

目の前は幼稚園、すぐ近くには市立の貫小学校があり、『長野会館』前は小学校の通学路となっていました。驚いた付近住民の皆さんは、県警、北九州市と連携し事務所追放運動を開始しました。

追放運動の過程では、運動に参加された自治総連合会役員のご自宅に、拳銃弾6発が撃ち込まれる事件も発生しました。しかし、市民の皆さんは卑劣な暴力に屈しませんでした。

付近住民の皆さん、そして北九州市、福岡県、県警の地道な活動の結果、約1年後、工藤會はその施設を医療法人に売却し、現在、そこは老人ホームに生まれ変わっています。

銃撃事件についても、平成29年11月、県警の粘り強い捜査の結果、工藤會幹部らが逮捕、その後起訴され公判中です。

久留米市の西鉄久留米駅近くにあった道仁会の本部事務所についても、付近住民の皆さんと久留米市が事務所撤去に立ち上がりました。

住民と道仁会との和解成立後、道仁会側が事務所を撤去し、その跡地を久留米市の土地開発公社が一旦購入しました。この土地は、平成26年9月に久留米市の食肉・惣菜販売会社が購入し、現在、同社の商業施設に生まれ変わっています。

県警では、引き続き『暴力団の壊滅』を最重点に取り組み、着実な成果を上げています。しかし、暴力団壊滅は道半ばです。

当センターでは引き続き、微力ではありますが、県民、事業者の皆様と福岡県等関係行政機関、県警と緊密な連携を図り、暴力団の存在しない福岡県を目指してまいりたいと存じます。引き続きご支援、ご協力をよろしくお願い致します。

暴力団対策部長の穴吹でございます。

県民の皆様方におかれましては、平素から警察業務各般、とりわけ暴力団排除に向けた取組に関しまして、深い御理解と力強い御協力を賜っておりますことに対し、心から御礼申し上げます。

さて、本県の暴力団情勢ではありますが、昨年中は県民の皆様による積極的な暴力団排除活動と私どもによる戦略的な取締りなどが奏功し、事業者の皆様を対象とした事業者襲撃事件や発砲事件の発生はなく、また、県内暴力団構成員数が過去最少を更新するなど、本県の暴力団対策は着実に前進していると感じております。

特に、本年2月、北九州地区に拠点を置く特定危険指定暴力団五代目工藤會のシンボルでもあった総本部事務所が撤去されたことは、まさに県民・事業者・行政が一体となった様々な暴力団排除施策等の積み重ねにより実現できた画期的な成果であると考えております。

一方で、筑後地区に拠点を置く道仁会や浪川会の動向が重大な懸案となっており、県警察は、一昨年10月、筑後地区暴力団集中取締本部を設置し、それらの構成員等に対する集中的な取締りを強力に進めております。また、地域や事業者の皆様等におかれましても、筑後地区における祭事や公共工事からの暴力団排除に積極的に取り組んでいただくなど、これら暴力団への官民一体となった対策の進展が見られるところであります。

本年は、福岡県暴力団排除条例が施行されて10年の節目の年であり、県警察としまして、条例の理念を踏まえ、皆様と一体となった暴力団排除活動を強力に推進すべく、常に皆様の前面に立って取り組んでまいります。

暴力団を壊滅させるためには、徹底した取締りのみではなく、暴力団排除活動が車の両輪として推進される必要があり、その中核を担う福岡県暴力追放運動推進センターや地域・職域における暴力団排除組織の皆様方の一層の御力添えをお願い申し上げます。

結びに、皆様方の御多幸と御活躍を祈念申し上げ、私からの御挨拶といたします。

事業報告

令和元年度の活動状況 昨年度の主な活動内容をご紹介します。

広報啓発活動

●第28回暴力追放福岡県民大会の開催

令和元年8月16日、北九州芸術劇場において、「第28回暴力追放福岡県民大会」を開催し、県民約1300名が参加しました。

暴力追放活動功労者や暴力追放イメージポスター優秀者等の表彰を行い、参加者全員が暴力団排除の大会宣言を力強く唱和しました。



●暴力団排除意識の啓発、高揚

会報「県民の絆」等各種広報資料を作成し、県民の暴力団排除に関する知識の普及と暴力団排除意識の啓発に努めました。また、各地で開催される暴追イベントに参加し、暴力団排除の重要性等について講演しました。

暴力団事務所撤去活動

●暴力団事務所使用差止に向けた代理訴訟の実施

代理訴訟制度により、久留米市にある指定暴力団道仁会系の組事務所に対して、使用差止め請求の仮処分を行った後、和解に至らなかったことから、令和元年8月17日付で、提訴となりました。引き続き、地域からの暴力団事務所の排除に努めます。

●暴力団排除組織に対する支援活動

平成31年3月4日に、組事務所撤去活動を積極的に支援できるように、事業活動の追加申請を行い、認定を受けました。これにより、北九州市が行った工藤會本部事務所撤去に関して、積極的に支援を行い、全面撤去に至りました。



暴力団からの離脱・就労支援活動

令和2年1月29日、県警、当センターのほか14の行政機関や団体等による「福岡県暴力団離脱・就労対策連絡会」を開催し、離脱者の社会復帰を容易にするための環境整備を促進しました。また、当センターは、企業に対する給付金や見舞金の支給といった援助活動を行いました。

昨年度中は、16名が就労に至り、多くの者が現在も仕事を続けています。

暴力追放相談活動

日常の相談対応活動に加え、令和元年10月19日に、当センター、警察、弁護士会の三者共催による暴力団被害集中相談窓口を開設しました。また、毎月第1、第3水曜日に「民暴特別相談日」を開設し、民事介入暴力担当弁護士と連携して、相談者の不安の解消に努めました。

少年への広報啓発活動

県警少年課と連携し、「生徒のネット非行及び犯罪被害防止啓発DVD・マニュアル」という教養資料を作成し、配付しました。



各種研修会等の実施

不当要求防止責任者講習

昨年度中は、36回実施し、2,353事業者が受講しました。

暴力監視員研修会

県内で42名の暴力監視員の方々に、暴力団に対する監視活動や情報収集を行っていただき、地域の暴力団排除意識の高揚に努めていただいております。令和2年2月7日に開催された研修会では、情報収集に関する活発な意見がでるなど、有意義な研修会となりました。

不当要求情報管理機関連絡会議

(公財)モーターボート競争保安協会、(公財)競馬保安協会、日本証券業協会の関係者との連絡会議を開催し、暴力団排除に関する情報交換等を実施しました。

民暴研究会

令和元年9月30日、福岡県弁護士会民暴委員会、県警及び当センターで、民事介入暴力への迅速的確な対処等に関する研究会を実施しました。

民暴弁護士による身近な法律相談 Q & A

担当弁護士
ヒロツ法律事務所
廣津 洋吉 弁護士
〒830-0062
福岡県久留米市荒木町白口11-1
OY120ビル4階



Q

私は飲食店を経営していますが、暴力団の組員に毎月みかじめ料を支払っています。断りたいのですが、店に嫌がらせをされたり、私や従業員の身に危険が及んだりするのではないかと心配です。また、これまで払ってきたお金は取り戻せるのでしょうか。

A

1 みかじめ料とは、縄張内で営業を営む者に対し、その営業を営むことを容認する対償として支払わせる金品等、あるいは守料、用心棒代的な意味をもたせて支払わせる金品等をいうものとされています。

飲食店から徴収するみかじめ料は、古くから反社会的勢力の重要な資金源の一つですが、暴力団対策法では、暴力的要求行為として指定暴力団がみかじめ料を要求することを禁止しました。

逆に、事業者がみかじめ料を支払うことは、各都道府県の暴力団排除条例において、暴力団員に対する利益供与に該当するとして禁止されています。

そして、みかじめ料等の金品を渡してしまった事業者には、その支払を止めるよう公安委員会から勧告がなされることがありますし、勧告に従わなかった場合には、公安委員会によって氏名及び住所等が公表される場合もあります。そのように、暴力団密接関係者として公表された場合には、銀行取引や融資、店の客足に重大な影響が出ることになるでしょう。

したがって、みかじめ料は絶対に支払ってはなりません。

2

嫌がらせ等の心配もあるかと思いますが、脅して金銭を要求すれば、恐喝罪等に該当し、逮捕、処罰というリスクを伴うことから、暴力団としても割に合いません。

地区の業界や組合等によっては、業界団体として一斉にみかじめ料の支払を拒絶する体制をとっていますので、そのような制度を利用したり、警察や暴力追放運動推進センター、弁護士などに相談したりして、勇気をもって暴力団員からの請求を拒絶しましょう。

3

過去に支払ったみかじめ料については、要求行為者に対する不当利得返還請求、不法行為に基づく損害賠償請求、要求行為者の所属する指定暴力団の代表者等に対する損害賠償請求をすることが考えられます。実際、みかじめ料を徴収する行為が不法行為であるとして損害賠償請求を認めた裁判例もあります。

4

過去に支払ったみかじめ料を取り返すことについては、みかじめ料の支払を拒絶すること以上に大変な勇気が必要と思われますが、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などに是非ともご相談いただきたいと思います。

令和元年12月末における福岡県の暴力団勢力

- 1) 組織数 約140組織
- 2) 暴力団構成員等の概数

福岡県指定五団体	暴力団構成員		準構成員等		計		構成比
	人数	増減	人数	増減	人数	増減	
五代目工藤會	260 (280)	-50 (-50)	250 (300)	-10 (-20)	510 (580)	-60 (-70)	30.2%
道仁會	230 (450)	-30 (-30)	160 (350)	±0 (-10)	390 (800)	-30 (-40)	23.1%
太州會	90	±0	50	±0	140	±0	8.3%
三代目福博会	90 (100)	-10 (-10)	90 (100)	-10 (-10)	180 (200)	-20 (-20)	10.7%
浪川會	110 (200)	-10 (-10)	50 (100)	-20 (-30)	160 (300)	-30 (-40)	9.5%
六代目山口組	140	-30	90	-20	240	-50	14.2%
神戸山口組	40	±0	20	-10	70	-10	4.1%
その他	10	±0	0	±0	20	±0	1.2%
合計	970	-130	720	-60	1690	-190	100%

※1 本表における暴力団構成員等の数は概数であるため、各項目の和が「計」又は「合計」と必ずしも一致しない。
 ※2 ()内は、県外勢力を含んだ人数を表す。
 ※3 増減は、前年12月末時点の暴力団構成員等と比較したものである。
 ※4 「準構成員等」については、平成23年以前は「準構成員」と呼称していた。

令和2年上半期 地域・職域の暴排活動紹介

- 1月15日 ●福岡労働局部内研修
- 1月18日 ●柳川市・みやま市暴力団追放総決起大会

- 1月25日 ●九州美和SD会勉強会
- 1月26日 ●那珂川市安全安心まちづくり推進大会



- 2月4日 ●福岡県ホテル暴力団排除連絡協議会 定期総会
- 2月5日 ●株式会社ティーガイア暴力追放セミナー
- 2月12日 ●福岡県タクシー協会暴力団追放防犯協力推進協議会総会
- 2月14日 ●木下緑化建設社内研修
- 6月25日 ●トヨタカローラ博多株式会社社内研修 (リモート対応)